

## 匝瑛市市民提案型事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、匝瑛市市民協働指針に基づき、協働を推進し、地域の課題解決や、活性化を図るため市民等が主体的に取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内において匝瑛市市民提案型事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し匝瑛市補助金等交付規則(平成18年匝瑛市規則第66号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業及び団体)

第2条 助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)及び対象となる団体(以下「助成対象団体」という。)は、別表第1に定める要件を満たす事業及び団体とする。ただし、次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的とする事業
- (2) 市民を構成員とする自治会その他の地域的な共同活動を行う団体が行う祭礼その他の親睦的事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

(助成金の交付額等)

第4条 助成金の交付額は、別表第1に定めるところにより、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 助成金の交付回数は、一の助成団体に対し、当該年度1回とする。

(助成対象事業の公募)

第5条 市長は、助成対象事業を募集するに当たり、募集要項を定めるものとする。

2 前項の募集要項には、助成対象事業の審査の方法及び基準並びに申込期間を記載するものとする。

3 助成金の交付を受けようとする団体（以下「提案者」という。）は、前項に定める申込期間内に市民提案型事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要（定款、規約、会則を含む。）
- (4) 団体役員（会員）名簿
- (5) 前年度活動報告書及び前年度収支計画書（団体設立支援を除く。）
- (6) 法人市民税納税証明書（団体が法人でない場合は、代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(審査選考)

第6条 市長は、前条の規定により提出された提案書について、匝瑳市市民協働推進条例（平成28年匝瑳市条例第1号）に基づき設置された匝瑳市市民協働推進協議会（以下「協議会」という。）の審査に付するものとする。

2 協議会は、前項の規定により提案書が審査に付されたときは、提出書類に記載された内容の検討・評価及び提案者の公開プレゼンテーションその他の提案方法により審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項に規定する報告に基づき、提案された助成対象事業の採択又は不採択を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定による決定内容を市民提案型事業選考審査結果通知書（第2号様式）により提案者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条の規定により選考された助成対象団体であって、規則第3条の規定により助成金の交付を申請しようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、市長の定める期日までに市民提案型事業助成金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 市民提案型事業提案書の写し
- (2) 市民提案型事業選考結果通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を市民提案型事業助成金交付決定（却下）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）の名称及び助成金の交付額を広報紙その他適切な方法により公表するものとする。

（助成事業の変更等）

第9条 助成事業者は、助成金の交付決定後、助成金に係る助成対象事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、市民提案型事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を市民提案型事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（第6号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、規則第12条の規定により、助成事業の完了の日から起算して1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市民提案型事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書
- （2） 経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し）
- （3） 事業概要を確認することができる書類（行事等の成果報告等）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成事業者は、助成事業の結果について協議会に報告するとともに、市民から理解を得られるよう努めるものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、規則第13条の規定により、交付すべき助成金の額を確定したときは、市民提案型事業助成金交付確定通知書（第8号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第15条の規定により、助成金の交付を請求しようとする助成事業者は、市民提案型事業助成金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条の規定により、助成金の交付を概算払で請求しようとする助成事業者は、市民提案型事業助成金概算払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 助成事業者は、助成事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、助成金に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

1 新団体設立支援

区分	要件等
団体の要件	<p>(1) 匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業に取り組む団体であること。</p> <p>(2) 同一事業について、匝瑳市の財源による他の補助金等を受けていないこと。</p> <p>(3) 取り組む事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確であること。</p> <p>(4) 活動する拠点が市内であること。</p> <p>(5) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。</p> <p>(6) 団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。</p> <p>(7) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。</p>
助成額	<p>助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき300,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額</p> <p>(2) 活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額</p>
交付回数 の 限度等	1団体当たり1回限りとする。

## 2 団体ステップアップ支援

区分	要件等
事業の要件	<p>(1) 市内で実施される事業</p> <p>(2) 次のアからイに掲げる事業のいずれかに該当する事業</p> <p>ア 今後、市民活動を行う団体、地域、行政などとの協働につながる事業</p> <p>イ 地域資源の発掘や地域ブランドの創造につながる事業</p>
団体の要件	<p>(1) 活動する拠点が市内であること。</p> <p>(2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。</p> <p>(3) 団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。</p> <p>(4) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。</p> <p>(5) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。</p>
助成額	<p>助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき300,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額</p> <p>(2) 活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額</p>
交付回数 の 限度等	<p>同一年度内において1団体当たり1回限りとし、1事業当たり2回（2か年度分）を限度とする。</p>

### 3 協働提案型

区分	要件等
事業の要件	(1) 市内で実施される事業 (2) 住み良いまちづくりのための課題解決や、活性化を図る事業であり、市民活動を行う団体、地域、行政などが協働して取り組む事業
団体の要件	(1) 活動する拠点が市内であること。 (2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (3) 団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。 (4) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。 (5) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。
助成額	助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき500,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額 (2) 活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額
交付回数 の 限度等	同一年度内において1団体当たり1回限りとする。

#### 4 子どもまちづくり提案型

区分	要件等
事業の要件	(1) 市内で実施される事業 (2) 自分たちが将来も住みつけたい街にするための企画提案を行い、自ら活動することにより郷土愛を育む事業
団体の要件	(1) 活動する拠点が市内であること。 (2) 市内に在住し、又は在学している小学生から高校生であり、保護者又は学校の職員が参画すること。
助成額	助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき100,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額 (2) 活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額
交付回数 の 限度等	同一年度内において1団体当たり1回限りとし、1事業当たり2回（2か年度分）を限度とする。



別表第2（第3条関係）

助成対象経費

区分	対象経費
旅費	講師、指導者及び補助者の活動場所までの交通費の実費及び会議に出席するための交通費の実費等
報償費	催物等を開催する場合の講師及び専門家への謝礼（団体構成員に対するものは除く。）、調査及び研究に係る謝礼
消耗品費	会議資料、活動資料、プログラム、ポスター等の用紙及び摩耗しやすい機材の部品、材料費等
燃料費	ガソリン代等
印刷製本費	チラシ、テキスト等の印刷及び資料のコピー、写真現像代等
通信運搬費	募集案内、会議資料などを送付するための切手、ハガキ、宅配便等
保険料	参加者、指導者及び講師が加入する損害賠償保険料等
使用料及び賃借料	会場の借上げ料、機械のリース料等
備品購入費	団体設立支援・ステップアップ支援の1品当たりの助成限度額は、100,000円を限度とする。
検査手数料	事業実施に必要な検査手続に関する費用等

第1号様式（第5条関係）

市民提案型事業提案書

年 月 日

匝瑳市長 あて

提案者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩  
電話

年度において匝瑳市市民提案型事業を実施したいので、匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提案します。

なお、匝瑳市市民提案型事業提案書・計画書・収支予算書・団体概要書（連絡先の情報は除く）に記載された事項について、公開されることに同意します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の区分（該当する区分の番号に○をしてください）

1	新団体設立支援
2	団体ステップアップ支援
3	協働提案型
4	子どもまちづくり提案型

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要（定款、規約、会則を含む。）
- (4) 団体役員（会員）名簿
- (5) 前年度活動報告書及び前年度収支計画書（団体設立支援を除く。）
- (6) 法人市民税納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



市民提案型事業選考審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった市民提案型事業提案書について審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 選考結果

2 付帯条件

第3号様式（第7条関係）

市民提案型事業助成金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ④  
電話

年度において匝瑳市市民提案型事業を実施したいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成事業の経費の配分

助成対象経費	円
その他の経費	円
計	円
- 3 助成事業の内容
- 4 助成事業の着手及び完了の予定年月日

着手	年	月	日
完了	年	月	日
- 5 交付を受けようとする助成金の額  
円  
(助成対象経費 円の %)
- 6 その他参考となるべき事項
- 7 添付書類
  - (1) 市民提案型事業提案書の写し
  - (2) 市民提案型事業選考結果通知書の写し
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



市民提案型事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった匝瑳市市民提案型事業助成金については、下記のとおり交付の決定（却下）をしたので、匝瑳市補助金等交付規則第6条の規定により、通知します。

記

1 次のとおり助成金の交付を決定します。

交付決定額 金 円

交付条件

- (1) 助成事業の内容又は経費の配分を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 次のとおり助成金の交付を却下します。

却下理由

第5号様式（第9条関係）

市民提案型事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ④  
電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった匝瑳市市民提案型事業について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 変更・中止・廃止の内容
- 2 変更・中止・廃止の理由
- 3 変更・中止・廃止の時期

第6号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



市民提案型事業助成金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった匝瑳市市民提案型事業助成金の変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定をしたので、匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します。

(1) 決定の内容

(2) 助成金の額 変更前  
変更後

2 承認しません。

理由

第7号様式（第10条関係）

市民提案型事業実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩  
電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった匝瑳市市民提案型事業について事業が完了したので、匝瑳市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成金交付決定額 金 円

2 助成事業の開始及び完了年月日

年 月 日着手

年 月 日完了

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し）
- (3) 事業概要を確認することができる書類（行事等の成果報告等）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



第8号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長

印

市民提案型事業助成金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった匝瑳市市民提案型事業助成金  
については、匝瑳市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり交付  
額を確定します。

記

交付確定額 金 円

第9号様式（第12条関係）

市民提案型事業助成金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩  
電話

年 月 日付け第 号で額の確定通知のあった匝瑳市市民提案型事業助成金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	普通 ・ 当座				
			口座番号					
	金融機関コード	店舗コード						
	ふ り が な							
	口座名義人							

第10号様式（第12条関係）

市民提案型事業助成金概算払請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 所在地  
 団体名  
 代表者氏名 ⑩  
 電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった匝瑳市市民提案型事業助成金について匝瑳市補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

請求額 円  
 (内訳) 交付決定額 円  
 受領済額 円  
 今回請求額 円

口座振込依頼欄	銀行	本店	種目	普通 ・ 当座			
	信用金庫	支店		口座番号			
	信用組合	支所					
	農協	出張所					
	金融機関コード		店舗コード				
ふりがな							
口座名義人							